

海外ホットライン一覧表

電話番号は次のとおりです。

お客様のご滞在先	電話番号
北米・中南米	1-833-950-0893
ヨーロッパ・中近東・アフリカ	0800-90-6165
アジア	800-8110-824
オセアニア	1-800-718-264
その他の地域	(81) 50-3820-1301

※携帯電話は、利用できない場合があります。

※その他の地域もしくはトールフリーダイヤルをご利用出来ない場合は、コレクトコールで下の「海外ホットライン」までご連絡ください。

※地域によってサービスの適用が受けられない場合があります。

海外旅行傷害保険金の請求について

本紙の保険金請求手続きは帰国後に請求をされる場合です。現地におきましては上の「海外ホットライン」にて手配から保険金支払いまでを行います。ただし病院によっては、一時的に立て替えていただく場合があります。帰国後に保険金を請求される場合は現地でも手配できない下の「必要書類」に掲げる書類（一覧表の太枠内）を忘れずにお持ち帰りになり、ただちに下の連絡先までご連絡ください。

日本国内での連絡先

『損保ジャパンJCB事故受付デスク（JCBカード自動付帯サービス専用）』

0120-258-554 受付時間 9:00AM～5:00PM 日・祝休

上記受付時間外の連絡先

『海外ホットライン』

0120-08-1572(無料) 018-888-9547(無料電話がご利用になれない場合)

受付時間 24時間 年中無休

海外からの連絡先

『海外ホットライン』

(81) 50-3820-1301 受付時間 24時間 年中無休

※「損保ジャパンJCB事故受付デスク」における事故受付の際、保険会社がJCB会員資格有効性を確認するために、会員番号を確認します。

必要書類

ご請求になる保険金の種類	治療費用保険金 (傷病・疾病)	携行品損害保険金	死亡保険金 (傷害)	後遺障害保険金	救援者費用等 保険金	賠償責任保険金 対人 対物
必要書類						
パスポート	◎	◎	◎	◎	◎	◎
* 保険金請求書	◎	◎	◎	◎	◎	◎
現地でしか手配できない書類	◎					◎
医師の診断書	◎					◎
治療費の明細書および領収書	◎					◎
死亡時の死亡診断書または死体検案書			◎		◎	
事故証明書	◎	◎	◎	◎	◎	◎
支出を証明する書類	◎				◎	
示談書・示談金額取書						◎ ◎
損害額（修理費など）を証明する書類		◎				◎
* 損害品明細書		◎				
損害額を証明する書類		◎				
死亡保険金受取人の印鑑証明書			◎			
会員の印鑑証明				◎		
除籍後の戸籍謄本			◎			
法定相続人の戸籍謄本			◎			
委任状			◎			
* 後遺障害診断書				◎		
その他の書類	◎	◎	◎	◎	◎	◎
事前にデルタスカイマイルJCBテイクオフカード会員が公共交通乗用具または募集型企画旅行の料金をデルタスカイマイルJCBテイクオフカードにより支払ったことを証明する書類（例：JCB売上票のお客様控えなど）	◎	◎	◎	◎	◎	◎

※◎印は原則として必要な書類、○印は場合によって必要となる書類

※*印は当社所定用紙があるものです。



世界にひとつ。
あなたにひとつ。

保存版

海外旅行傷害 保険の ご案内 —INSURANCEBOOK—

デルタ スカイマイルJCBテイクオフカード会員用

2023年11月版

213198-021-2309 WD

デルタ スカイマイルJCBテイクオフカード海外旅行傷害保険のご案内

■デルタ スカイマイルJCBテイクオフカード会員の方には 海外旅行傷害保険が付帯されます。

- 対象者：デルタ スカイマイルJCBテイクオフカード会員
(家族会員を含む。)
- 補償期間：毎年4月1日より1年間かつデルタ スカイマイルJCBテイクオフカード
会員である期間(特別な通知がない限り)以降自動継続
- 対象となる旅行期間：海外旅行の目的を持って住居を出発してから住居に帰る
までの間で、かつ日本を出国した前日の午前0時から日本
に入国した翌日の午後12時までをいいます。ただし日本
出国日から3か月を限度とします。
- 適用条件：海外旅行に関する所定の料金のお支払いにデルタ スカイマイル
JCBテイクオフカードをご利用いただいた場合、海外旅行傷害保
険が適用されます。
所定の料金とは
①「搭乗する公共交通乗用具」または②「参加する募集型企画旅
行」の料金。募集型企画旅行は、日本出国前にデルタ スカイミ
ールJCBテイクオフカードをご利用いただいた場合に限りま

■もしものときに……海外ホットライン

- 病気やケガをされたとき株式会社プレステージ・グローバルソリューションが下の
サービスを行います。
- (1) 病院の紹介・手配 ※連絡先は裏面をご覧ください。
医療設備のよい病院・専門医のいる病院を紹介・手配します。
 - (2) 緊急移送手配または転院手配
医療設備付救急飛行機、ヘリコプター、定期便、救急車などによる移送を行います。
いずれの場合も必要に応じて医師・看護婦が同行します。
 - (3) 担当医師との継続的連絡
 - (4) 病院・輸送機関などへの立て替え払いまたは支払い保証
治療費、輸送費などを保険金の範囲内でお客様にかわって立て替え払い(または支払
保証)します。
 - (5) 弁護士を紹介・手配
 - (6) 遭難時の捜索・救助者の紹介・手配
 - (7) 家族、遺族の現地ホテルの紹介・手配
 - (8) 遺体処理、輸送の紹介・手配
 - (9) 通訳の手配

《補償内容・保険金額等》(カード利用条件あり)

保険の種類	保険金額	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	お支払いできない主な場合	
傷害	死亡 後遺障害	最高 2,000万円	旅行期間中の事故によるケガが原因で事故の日から180 日以内に死亡または後遺障害を生じたとき。	・亡くなったとき 保険金額(死亡・後遺障害)の100%。 ・後遺障害が生じたとき その程度に応じて保険金額(死亡・後遺障害)の3%~ 100%。	・被保険者や保険金受取人の故意または重大な過失 ・被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為 ・被保険者の無資格運転、酒酔い運転 ・被保険者の脳疾患、疾病、心身喪失 ・戦争、その他の暴乱 ・放射線照射・汚染、原子核反応 ・危険なスポーツ(登山・スカイダイビングなど)中のケガま たは原因のいかなるを問わず頭部症候群(いわゆる「むち うち症」)および腰痛で他覚症状のないものについては保 険金をお支払いできません。
	治療費用	50万円限度	旅行期間中の事故によるケガが原因で医師の治療を受け たとき。 ※事故の日から180日以内に要した費用に限りま	下の①~③の費用のうち実際に支出された金額を、傷害の 場合は1回の事故につき、疾病の場合は1回の病気につき 各々の保険金額を限度としてお支払いします。 ①治療のために必要な次の費用 ②入院費 ③入院先 ④通訳費用	・被保険者や保険金受取人の故意または重大な過失 ・妊娠、出産、早産または流産に起因する病気 ・歯科疾病 また、原因のいかなるを問わず頭部症候群(いわゆる「むち うち症」)および腰痛で他覚症状のないものについては保 険金をお支払いできません。 ※保険の対象となる旅行期間開始日以前に発病した病気 についてはお支払いの対象となりません。
疾病	治療費用	50万円限度	旅行期間中に発病または原因が発生し(特定の感染症の 場合は感染し)旅行期間中または旅行行程終了後2時間 を経過するまでに(特定の感染症の場合は30日間を経過 するまでに)医師の治療を受けられたとき。 【特定の感染症】コレラ、ペスト、天然痘、発疹チフス、ラッサ熱、 マラリア、回帰熱、黄熱、重症急性呼吸器症候群、エボラ出血 熱、カミヤネ子出血熱、マールブルク病、コングジオリデス症、 デング熱、顎口虫(かみぐちゅう)、ウエストナイル熱、リッサウ イルス感染症、腎臓候性出血熱、ハンタウイルス肺症候群、高病 原性鳥インフルエンザ、ニロイウイルス感染症、赤痢、二重媒介 豚鼠、腸チフス、リッパ熱、レフトスヒヤ症 ※最初の治療日から180日以内に要した費用に限りま	①診療費・手術費など診療関係費、入院費 ②病院までの交通費、緊急移送費、転院費(入院先の 病院で治療が困難な場合など) ③ホテル客室料(入院が不可能である場合など) ④通訳雇用費用 ⑤義手・義足の修理費(傷害治療のみ) ②入院により必要となる身の回り品購入費(5万円限度)、 通信費(1回の事故につき、合算して20万円限度)、 ③入院または通院により必要となった旅行行程復帰または、 帰国のための交通費、宿泊費(本来帰国に要すべき費用 を除きます。)	・被保険者や保険金受取人の故意または重大な過失 ・妊娠、出産、早産または流産に起因する病気 ・歯科疾病 また、原因のいかなるを問わず頭部症候群(いわゆる「むち うち症」)および腰痛で他覚症状のないものについては保 険金をお支払いできません。 ※保険の対象となる旅行期間開始日以前に発病した病気 についてはお支払いの対象となりません。
賠償責任	2,000万円限度	旅行期間中に誤って他人をケガさせたり他人のものを壊し たりして、被害者から法律上の損害賠償を請求されたとき。	下の①、②のうち実際に支出された金額を1回の事故につき 保険金額を限度としてお支払いします。 ①法律上支払わなければならない損害賠償金 ②保険会社が妥当と認めた以下の費用 ・損害防止軽減費用 ・緊急費用 ・訴訟費用など	・被保険者の故意 ・被保険者の業務遂行に直接起因する事故 ・被保険者の親族に対する事故 ・自動車、船、航空機の操縦・操作に起因する事故 ・汚染物質に起因する賠償責任、罰金・違約金・懲罰的 賠償に対する賠償責任 ・預かっている物に関する事故、ただし、次の物はお支払 いの対象になりま ①ホテルの客室および客室内の動産(セイフティボックス のキーならびにルームキーを含みます。) ②ホームステイ先の部屋および部屋内の動産 ③レンタル業者から賃借した旅行用品または生活用品	
携行品損害	1旅行中 10万円限度 補償期間中 100万円限度 自己負担額 1回の事故につき 3,000円	旅行期間中に携行する身の回り品(被保険者の所有する もの)が盗まれたり、事故により壊れたりしたとき。	時価額または修理費のいずれか低い額を限度としてお支払 いします。ただし携行品1つ(1点または1対)あたり10万円が 限度となります。また、旅券の盗難などによる損害については、 現地で再発給費用(交通費、宿泊費を含みます。)を5万 円を限度としてお支払いします。 ※1回の事故毎に損害額のうち3,000円はご自身で負担して いただきます。 乗車船券、航空券などについては、事故の後に実際に支出した 費用を1事故につき5万円を限度としてお支払いします。	・被保険者や保険金受取人の故意または重大な過失 ・すり傷など外観の損傷 ・携行品の設計・材質または製作の欠陥および自然の消耗 ・携行品の置き忘れまたは紛失 ・国または公共団体の公権力の行使(空港などの安全確 認検査でのスクリーニングなどの事故は除きます。) ・携行していない場合(配送中の事故などは、お支払い の対象となりません。) また、登山など危険な運動に用いる用具については、そ れら危険な運動を行っている間の損害については保険 金をお支払いできません。 ・保険の目的である液体の流出 ※次のような携行品の損害には保険金をお支払いできません。 現金、小切手、株券、手形、預金証書、クレジットカード、定期券、帳簿、 図画、入函、コンタクトレンズ、動物、植物、自動車、オートバイ、船など。	
救護者費用等	50万円限度	旅行期間中に以下に該当した場合。 ①ケガをして事故の日から180日以内に亡くなったとき。 ②病気がよくなりましたとき。 ③病気がよくなり医師の治療を受け、旅行行程終了後30 日以内に亡くなったとき。 ④ケガまたは病気に引き続き3日以上入院されたとき。 ⑤搭乗している航空機、船舶などが行方不明または遭 難したとき。 ⑥事故により生死が確認できない場合または緊急な捜 索・救助活動が必要となったとき。(ただし被保険者の 無事が確認できた後に現地に赴く救護者の費用は対 象となりません。)	被保険者および親族の方が実際に支出した次の費用で損害 保険ジャパン株式会社(当社)が妥当と認めた費用を保険期間 中、保険金額を限度としてお支払いします。 ①捜索救助費用 ②救護者の現地までの往復航空運賃などの交通費 ③救護者のホテルなど宿泊施設の客室料(救護者1名につき4日分まで) ④救護者の渡航手続費、 <u>継続入院日数</u> ⑤の交通費、③の客室費、④の諸経費など 現地の諸経費 ⑤現地からの移送費 3H~6H 救護者1名分 5万円 ⑥遺体処理費用 7日以上 救護者3名分 20万円 上の②から④の費用は上表の金額が限度となります。また、3Hから 6日までの入院の場合には、⑤の移送費用は支払われません。 ※払戻しを受けた金額、負担することを予定していた金額、傷害治療 費用または疾病治療費用で支払われるべき金額は差し引きます。	・被保険者や保険金受取人の故意または重大な過失 ・被保険者の闘争行為、犯罪行為 ・被保険者の頭部症候群(いわゆる「むちうち症」)または 腰痛で他覚症状のないもの ・危険なスポーツ(登山・スカイダイビングなど)中のケガ ・妊娠、出産などで入院した場合は	

※上の表中の「お支払いする保険金」欄に上限金額が明記されている項目につきましては、他海外旅行傷害保険契約との重複がある場合でも、実際に支払われる保険金の合計額は明記されている額が上限となります。
※旅行をキャンセルした場合などに新たに生じるキャンセル代などにつきましては、補償の対象とはなりません。
●他のクレジットカード付帯の保険契約から保険金がお支払いされる場合でも、死亡保険金はそのうち最も高額の保険金額がお支払いの限度となります。(後遺障害保険金はそのうち最も高額の保険金額に普通保険約款別表
にて定める支払い割合を乗じた額がお支払いの限度となります。)

※左表の内容は概要を説明したものであり、実際のお支払いの可否は、別途普通保険約款および特約に基づきます。